

島田市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年5月1日

島田市監査委員 杉 本 護  
島田市監査委員 藤 本 善 男

島田市監査委員 様

課税課長

平成28年度定期監査結果に基づく措置状況について（報告）

平成29年3月1日付け島監第88号による平成28年度定期監査結果に基づく措置状況について、次のとおり報告します。

指摘事項等の内容	措置状況
<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) 固定資産税と都市計画税の課税誤りについて</p> <p>平成27年9月に納税者からの指摘が寄せられ調査したことにより、農業振興地域内に農業用施設を建設した土地について平成12年から農業用施設用地課税で評価することになったが、一部の土地で宅地課税を継続していたことが明らかとなった。すでに課税誤りに至った原因を検証し対応しているところであるが、今後は法令等の改正時には適正な対応を行い課税誤りが生じないようにするとともに、課内におけるチェック体制を強化するなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>課税誤りによる固定資産税等の還付については2月末日に全ての処理を完了していません。</p> <p>法令等の改正時の対応については、情報を速やかに入手して制度の理解に努めるとともに、独自の解釈とならないように近隣市町とも意見交換を行い、情報の共有を図っていきます。</p> <p>また、実際に固定資産税の評価方法を変更する際は、全て書面にて理由書を作成し、複数の職員により評価の妥当性を確認するよう徹底していきます。</p>